

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第2章～第3章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

			条文	訪問介護（第2章）	条文	訪問入浴介護（第3章）		
申請者			介護保険 法施行規則126の4 の2	法人	介護保険 法施行規則126の4 の2	法人		
基本方針			4	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。	44	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図るものでなければならない。		
人員基準	従事者の員数	看護職員	—	—	45	(看護師または准看護師) 1以上		うち1人以上は常勤
		介護職員 訪問介護員等	5	(訪問介護員等) 介護福祉士又は政令で定める者：常勤換算で2.5以上 サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上。この場合、利用者数に応じて常勤換算によることができる。 (ただし、サービス提供に支障がない場合は、事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。) 【サービス提供責任者の資格要件】 専従の介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者		(介護職員) 2以上		
		理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	—	—	—	—		
	管理者		6	常勤専従 (ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)	46	常勤専従 (ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)		
設備基準	設備備品	必要な広さの専用区画	7	必要な広さの専用区画を設けなければならない	47	必要な広さの専用区画を設けなければならない		
		必要な備品		備えなければならない		備えなければならない(浴槽等)		

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第2章～第3章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	訪問介護（第2章）	条文	訪問入浴介護（第3章）
運営基準	内容手続きの説明および同意	8	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等利用者のサービス選択に関係する重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②利用者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなくCD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい	54 (8準用)	同左
	提供拒否の禁止	9	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない	54 (9準用)	同左
	サービス提供困難時の対応	10	事業の実施地域などの関係で適切な提供が困難な場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡し、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。	54 (10準用)	同左
	利用者の受給資格等の確認	11	①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。	54 (11準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	12	①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	54 (12準用)	同左
	心身の状況の把握	13	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。	54 (13準用)	同左
	居宅介護支援事業者等との連携	14	①居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ②サービスの提供の終了に際しては、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うとともに、事業者に対する情報の提供及びサービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	54 (14準用)	同左
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	15	法定代理受領サービスの要件に該当しないときは、当該利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、法定代理受領サービスとして受け取ることができる旨を説明するなど必要な援助を行わなければならない。	54 (15準用)	同左
	居宅サービス計画に沿った提供	16	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービス提供をしなければならない。	54 (16準用)	同左
	居宅サービス計画等の変更の援助	17	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等の必要な援助を行う。	54 (17準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第2章～第3章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	訪問介護（第2章）	条文	訪問入浴介護（第3章）
運営基準	身分を証する書類の携行	18	従業者は身分を証する書類を携行し、初回訪問時と利用者・家族から求められたときは提示しなければならない	54 (18準用)	同左
	サービス提供の記録	19	①サービスの提供及び内容、利用者に代わって支払いを受けるサービス費(法定代理受領)等を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ②利用者から申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	54 (19準用)	同左
	利用料等の受領	20	①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅でサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができる。 ④あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	48	①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③その他、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅でサービスを行う場合のそれに要する交通費 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 ④あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
	保険給付の請求のための証明書の交付	21	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	54 (21準用)	同左
	基本取扱方針	22	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ②事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	49	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。 ②事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
	具体的取扱方針	23	一 訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。	50	一 常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。 五 サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第2章～第3章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

	条文	訪問介護（第2章）	条文	訪問入浴介護（第3章）
運営基準	介護計画の作成 ※訪問看護については、 および報告書の作成	24 ①サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画(以下「計画」)を作成しなければならない。 ②既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 ③サービス提供責任者は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ④サービス提供責任者は、当該計画を利用者に交付しなければならない。 ⑤サービス提供責任者は、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。 ⑥①から④までの規定は、訪問介護計画の変更について準用する。	—	—
	同居家族に対する サービス提供の禁止	25 訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。	—	—
	利用者に関する市町村への通知	26 次のいずれかに該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 利用者が正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。	54 (26準用)	同左
	緊急時等の対応	27 サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	51	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
	管理者等の責務	28 ①管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従事者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	52	①事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従業者に基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
	運営規程	29 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 その他運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。	53	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 その他運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。
	介護等の総合的な提供	29-2 入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。	—	—
	勤務体制の確保等	30 ①適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。 ③従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	54 (30準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第2章～第3章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	訪問介護（第2章）	条文	訪問入浴介護（第3章）
運営基準	衛生管理	31	①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	54 (31準用)	同左
	掲示	32	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	54 (32準用)	同左
	秘密保持等	33	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	54 (33準用)	同左
	広告	34	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	54 (34準用)	同左
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	35	事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	54 (35準用)	同左
	苦情処理	36	①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	54 (36準用)	同左
	地域との連携	36-2	提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	54 (36-2準用)	同左
	事故発生時の対応	37	①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	54 (37準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準省令の整理（第2章～第3章）

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	訪問介護（第2章）	条文	訪問入浴介護（第3章）
運営基準	会計の区分	38	事業所ごとに経理を区分するとともに，各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。	54 (38準用)	同左
	記録の整備	39	①従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 訪問介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	53-2	①従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 提供した具体的なサービスの内容等の記録 二 市町村への通知に係る記録 三 苦情の内容等の記録 四 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録